

(3) 時間外勤務実績簿への登録・承認漏れ

| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|----------|--|---|---|
| 議会事務局調査課 | 時間外勤務実績簿への登録について、事前届出の承認（平成26年3月3日）後、時間外勤務者から実績登録がなされず、承認されていない状態となっていた。 | 【是正を求めるもの】 速やかに必要な是正措置を講じるとともに、今後は、時間外勤務命令者は、総務事務システムの人給決裁画面上の決裁済み照会メニューで「時間外事前届出」や「時間外勤務実績登録」状況を把握し、入力漏れがある場合には入力を促すことにより、適正な勤務管理を行われたい。 | 時間外勤務者に時間外勤務があったことを確認した上で、総務事務システムによる実績登録を行わせ、平成26年6月30日にその承認を行った。承認後、平成26年7月9日に総務サービス課長あて時間外勤務手当の追給依頼を行い、平成26年8月分給与支給にあわせ、追給分の手当額を支給した。 また、今後は適正な勤務管理を行うよう、給与事務担当者及び各グループ長に対し、総務事務システムによる「時間外事前届出」や「時間外勤務実績登録」状況の把握について書面により周知徹底した。 |